

企業立地促進法税制

企業立地促進法に基づく「企業立地計画」の承認を受けた事業者が行う企業立地に関する設備投資について、租税特別措置法で定めるところにより、課税の特例の適用を講じるものである。

◎措置内容：特別償却制度（償却率） 機械装置：15% 建物等：8%

◎対象業種：国内立地とアジア等の海外立地を競争的に選択している蓋然性の高い業種
【法第19条第1号に基づき施行令第3条第1項に掲げる業種（第1項業種）】
農林漁業と関連性の高い業種
【法第19条第1号に基づき施行令第3条第2項に掲げる業種（第2項業種）】

国内立地とアジア等の海外立地を競争的に選択している蓋然性の高い業種
【第1項業種】

繊維工業
化学工業
窯業・土石製品製造業
鉄鋼業
非鉄金属製造業
はん用機械器具製造業
生産用機械器具製造業
業務用機械器具製造業（武器製造業を除く。）
電気機械器具製造業
情報通信機械器具製造業
電子部品・デバイス・電子回路製造業
輸送用機械器具製造業
時計・同部分品製造業
眼鏡製造業

農林漁業と関連性の高い業種
【第2項業種】

食料品製造業
飲料・たばこ・飼料製造業
木材・木製品製造業
家具・装備品製造業
パルプ・紙・紙加工品製造業
プラスチック製品製造業
ゴム製品製造業
各種商品卸売業
飲食料品卸売業
木材・竹材卸売業
農業用機械器具卸売業
家具・建具卸売業

※これらの業種は、平成19年11月に改定され、平成20年4月から適用された日本標準産業分類における業種名に準拠しています。

◎対象要件：

【第1項業種について】

- ①機械装置については、1台又は1基の取得価格が**1千万円以上**、かつ、対象設備の取得等に要する総投資額が**3億円以上**であること
- ②建物等については、取得価格の合計が**5億円以上**であること
- ③企業立地計画に記載された、企業立地等の目標達成のための設備であり、事業の高度化に資する設備*

【第2項業種について】

- ①機械装置については、1台又は1基の取得価格が**5百万円以上**、かつ、対象設備の取得等に要する総投資額が**4千万円以上**であること
- ②建物等については、取得価格の合計が**5千万円以上**であること
- ③企業立地計画に記載された、企業立地等の目標達成のための設備であり、事業の高度化に資する設備*

事業の高度化に資する設備*：以下の①②いずれかを満たす設備

- ①新製品・新商品の開発、製造又は取扱のための設備
- ②生産性を向上させる設備

【新製品・新商品とは】

製造業にあつては、（i）当該設備の設置以前には、当該事業者が反復継続的に提供（量産提供）していなかった製品・商品又は、（ii）当該事業者にとって新たな原材料や生産加工技術の適用により、従来の製品・商品と比べて性能が向上すること（性能を示す定量指標（例えば、集積回路の集積度、燃費等）が、当該事業者が従来提供していたものに比べて10%以上向上すること）又は用途若しくは販路等が異なる製品・商品のことをいう。

卸売業にあつては、（i）これまで取引関係を有しなかった顧客の製品・商品又は、（ii）既存の流通設備では取り扱っていなかった製品・商品のことをいう。

【生産性の向上とは】

労働生産性（労働者1人当たりの生産性。物的労働生産性と価値労働生産性のいずれか）が当該企業の従来設備と比べて10%以上向上することをいう。

《労働生産性の算出》

- 製造業の場合 ○物的労働生産性＝生産数量÷従業者数
○価値労働生産性＝生産額÷従業者数
- 卸売業の場合 ○物的労働生産性＝取扱数量÷従業者数
○価値労働生産性＝売上高÷従業者数